

用語集

【 あ行 】

用語	説明	初出頁
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。	45
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報のこと。	6
e-ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システムのこと。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。	37
LGWAN (エルジーワン)	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。	58
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な保証の下に物的な負担を求めること。	25

【 か行 】

用語	説明	初出頁
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む）で国民保護法施行令によって定めるもの。	22
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制。	96
緊急情報ネットワークシステム (通称：Em-Net (エムネット))	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。	31
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。	1
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態への対処に関する方針のこと。	20
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確	20

	保等に関する措置のこと。	
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき、知事が発令するもの。	6
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に関する措置のこと。	1

【 さ行 】

用語	説明	初出頁
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。	100
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う病院。	28
指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）	54
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）	3
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）	6
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県の知事が指定するものをいう。（国民保護法第2条第2項）	3
市民防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。	3
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。	23
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のことで、武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減する	36

	<p>ことを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約 	
生活関連等施設	<p>発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。</p>	7
全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（Jアラート））	<p>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</p>	32

【 た行 】

用語	説明	初出頁
対処基本方針	<p>武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。（緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）</p>	20
ダーティボム	<p>放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p>	18
第一追加議定書	<p>第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。</p> <p>追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日（2005年2月28日発効）。</p>	36
地域防災計画	<p>災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震対策、風水害等対策、原子力災害対策等について定めた計画。</p>	2
東京DMAT	<p>大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。</p> <p>災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京DMATを編成する病院を指定して実施体制を整えている。</p> <p>DMAT：Disaster Medical Assistance Team</p>	119
トリアージ	<p>発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。</p>	96

【 は行 】

用語	説明	初出頁
避難実施要領	<p>都道府県知事からの避難の指示に基づき、区市町村長が関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法や避難住民の誘導の実施方法などに関して定める要領のこと。</p> <p>区市町村長は、避難実施要領を定めたときは、直ちに住民等に伝達しなければならない。</p>	6
避難行動要支援者	<p>「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。</p>	38
武力攻撃事態	<p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。</p> <p>また、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を「武力攻撃予測事態」といい、事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。</p>	1

【 や行 】

用語	説明	初出頁
要配慮者	<p>発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。</p>	21

立川市国民保護計画

平成 31 年 3 月

発 行 立川市
編 集 市民生活部防災課

〒190-8666 立川市泉町 1156
電話 042-523-2111 (代表)

